［削る］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第六条第一項の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出

3　行政機関等は、法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

［削る］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

3　行政機関等は、前二項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等に関する法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

［新設］

別表（第三条関係）

○外務省令第八号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行に伴い、旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令を廃止する省令

旅券法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十六年外務省令第五号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第三項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

文部科学大臣　萩生田光一

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目） **第一条**　学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一～四　［略］ 五　法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めること。	（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目） **第一条**　学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一～四　［略］ 五　認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めること。